



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 地方自治法第153条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任（行政管理課）…………… 1
- 土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定（環境保全課）…………… 1
- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表・3件（森林管理課）…………… 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・4件（中部土木事務所）…………… 4

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程…………… 5

正 誤

- 平成30年 3月20日付け公報定期第4627号中訂正…………… 6

告 示

沖縄県告示第329号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、次のとおり知事の権限に属する事務の一部を委任した。

平成30年 8月17日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

1 委任した事務

- (1) 普天間飛行場代替施設建設事業に対する公有水面埋立ての承認の取消処分
- (2) 平成30年 4月24日付け沖防第2244号、同日付け沖防第2245号及び同年 6月19日付け沖防第3389号により申請された造礁サンゴ類の特別採捕に係る許可又は不許可の処分

2 委任した相手方 沖縄県副知事 謝花喜一郎

3 委任した期間 平成30年 8月16日から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定による沖縄県知事選挙における当選人の告示の日の前日まで

沖縄県告示第330号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年 8月17日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

1 指定する形質変更時要届出区域 宮古島市城辺字保良髻水1145番3の一部

2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

3 土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

沖縄県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、伊是名村土地改良区から申請のあった伊是名村土地改良区地区土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）計画の変更について、平成30年8月2日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月17日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成30年8月17日から同年9月13日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊是名村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第332号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成30年8月17日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）
 - (2) 期間 平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸をすること。
- 4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
 - (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
 - (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
 - (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第333号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成30年8月17日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、恩納村及びうるま市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第334号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成30年8月17日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

1 区域及び期間

(1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年8月17日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年4月19日 沖縄県指令中土第1306号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市真栄原三丁目137番29、137番30及び137番32並びに字大謝名軍花原1190番50
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市大謝名一丁目21番5号 株式会社タミカ 代表取締役 沖山隆雄
- 5 検査済証番号 平成30年6月21日 C第366号
- 6 工事完了年月日 平成30年6月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年8月17日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年8月15日 沖縄県指令中土第2635号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地幸地210番3及び210番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市内間四丁目25番16号ー701号ビクトリーヒルズ 米須清倫、浦添市内間四丁目25番16号ー701号ビクトリーヒルズ 米須美晴
- 5 検査済証番号 平成30年6月25日 C第367号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年8月17日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年8月15日 沖縄県指令中土第2636号、平成30年5月21日 沖縄県指令中土第1273号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地谷那堂1017番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字我謝804番地マンションタイラ211号 銘苺輝
- 5 検査済証番号 平成30年6月25日 C第368号
- 6 工事完了年月日 平成30年4月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年8月17日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年10月30日 沖縄県指令中土第2756号、平成30年6月12日 沖縄県指令中土第1532号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市志真志四丁目212番7ほか4筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市我如古一丁目15番17号2F 株式会社イーストM 代表取締役 又吉則実
- 5 検査済証番号 平成30年6月27日 C第369号
- 6 工事完了年月日 平成30年6月15日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第10号

沖縄県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年8月17日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我 那 覇 仁

沖縄県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局固定資産管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「行政財産の使用許可（第20条—第33条）」を「行政財産の使用許可及び貸付け（第20条—第34条）」に、「第34条—第41条」を「第35条—第42条」に、「第42条—第46条」を「第43条—第47条」に、「第47条・第48条」を「第48条・第49条」に改める。

第3章第2節の節名を次のように改める。

第2節 行政財産の使用許可及び貸付け

第48条を第49条とし、第34条から第47条までを1条ずつ繰り下げる。

第3章第2節中第33条の次に次の1条を加える。

（行政財産の貸付け）

第34条 行政財産を貸し付ける場合の手続その他の取扱いについては、普通財産を貸し付ける場合の手続その他の取扱いの例による。

2 前項の規定により普通財産を貸し付ける場合の手続その他の取扱いの例による場合におけるこの規程の規定の適用については、この規程の規定中「普通財産」とあるのは「行政財産」とする。

第9号様式中「第34条関係」を「第35条関係」に、「第34条第3項」を「第35条第3項」に改める。

第10号様式中「第36条関係」を「第37条関係」に、「行政財産の使用許可」を「普通財産の貸付け」に、「第36条第1項」を「第37条第1項」に改める。

第11号様式中「第40条」を「第41条」に改め、同様式（注）中「普通財産使用許可台帳（第8号様式）」を「普通財産貸付台帳（第12号様式）」に改める。

第12号様式中「第40条」を「第41条」に改める。

第13号様式中「第47条」を「第48条」に改め、同様式（注）中「財団法人道府県会館災害共済部」を「公益財団法人道府県センター」に改める。

第14号様式中「第47条」を「第48条」に改め、同様式（注）中「財団法人道府県会館災害共済部」を「公益財団法人道府県センター」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成30年8月17日から施行する。

（準備行為）

2 行政財産の貸付に係る必要な手続その他の行為は、この規程の施行前においても、この規程による改正後の沖縄県病院事業局固定資産管理規程の規定の例により行うことができる。

正 誤

平成30年3月20日付け公報定期第4627号掲載の「漁業法に基づく指示事項（沖縄海区漁業調整委員会指示30第4号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
17	下から7	1月1日から6月30日まで	3月1日から7月31日まで

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--